

台風等による警報発令時の措置について【改定版】

1 スクーリング

- (1) 本校スクーリングの場合、松山市に暴風警報、暴風雪警報、特別警報が発表された場合、また、「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」がともに発表された場合、
 - ア 午前7:00以降に発表されている場合、午前中、臨時休業とする。
 - イ 午前10:00以降に発表されている場合、午後、臨時休業とする。
- (2) 協力校スクーリングの場合、宇和島市、大洲市、新居浜市、今治市に発表された場合、(1)に準じる。

2 試験

午前10:00の段階で、各開催地域で発令されている場合、その会場校での試験は、原則として臨時休業とし試験は延期する。

定期試験については、延期した試験を特別試験の実施日に行う。特別試験・再試験を延期した場合の対応については、松山東高校通信制のホームページで確認すること。

3 注意事項

- (1) 臨時休業が学期に2日以上となった場合、2日目以降のスクーリングについては振替日を設ける。
- (2) 暴風警報等が発令されていなくても、安全確保のために臨時休業とすることもあるので、荒天時のスクーリングの実施については、松山東高校通信制のホームページで確認すること。
- (3) 居住地区に災害が起こっている場合、また、大規模災害の直後などに風水害等による2次災害の恐れがある場合は、生徒及び家族の安全確保を最優先し、自宅等で待機または避難するなど、直ちに命を守る行動をとること。
- (4) 台風等で臨時休業になることがあることも考慮し、それによって出席不足とならないようスクーリングの計画を立てること。

愛媛県立松山東高等学校 通信制

H P <https://matsuyamahigashi-h-c.esnet.ed.jp>

